



ウェビナー

関税法337条違反申立ての対応

開催日時

2022年4月12日

2 p.m.-3 p.m. (Eastern)

関連分野

国際貿易
知的財産

フィンテック

ITC(米国国際貿易委員会)に関税法337条違反として申立てをされた企業や、サプライヤーに対する337条違反の申立てを知った企業は、申立てがなされてからITCが調査を開始するまでの30日間にどのような対応をしたらよいのでしょうか。本ウェビナーでは、以下を中心に、限られた時間の中で対応しなければならないポイントを解説いたします。

- 検討すべき社内でのステップ
- サプライヤーによる免責補償
- ディスカバリー
- 専門家を見つける
- 再構築

また、これらに加え、この「嵐の前の静けさ」ともいうべき時期に、併せて取り組むべきその他数多くの問題についても掘り下げて検討していきます。

ウェビナーでは、Q&Aセッションを行います。Q&Aの際にご質問いただくか、お申し込みの際にご質問をお寄せください。

セミナーは英語で行われます。

ウェビナーに関しましてご不明な点がございましたらjapaneseinfo@btlaw.comまでお気軽に日本語でご連絡ください。